

平成18年度企業年金税制改正に関する要望事項

公的年金がスリム化するなかで、老後の所得保障における企業年金の役割はますます重要となっており、税制面における支援の拡充が求められております。

今般、平成18年度企業年金税制改正に関する要望事項を以下のとおりとりまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

1. 特別法人税の撤廃

特別法人税については、課税凍結措置が平成19年度末まで講じられている。

しかし、特別法人税の課税が復活すれば、確定給付型の企業年金では掛金引上げに、確定拠出型の企業年金では年金額減少に直結し、企業年金の財政運営を著しく困難なものとする。

また、諸外国の企業年金税制は「拠出時・運用時非課税、給付時課税」が一般的であること、公的年金等控除の見直しなど年金給付時課税が強化されつつあることからしても、特別法人税の存続理由はないと言わざるを得ない。

以上のことから、企業年金各制度の生き残りと今後の発展を期すため、特別法人税の早急な撤廃を要望する。

2. 確定給付企業年金に関する税制の改善

企業年金制度の重要な柱となっている確定給付企業年金について、厚生年金基金と同様に次のような措置を講じることを要望する。

(1) 遺族給付の非課税化

遺族給付について、相続税を非課税とすること。

(2) 特例掛金の計上

予算設定時に見込まれる当該年度の不足金を解消するための特例掛金の計上に関し、必要な税制上の措置を講じること。

(3) 従業員拠出掛金の全額所得控除

生命保険料控除の対象とされている従業員拠出掛金について、全額を所得控除の対象とすること。

3. 確定拠出年金に関する税制の改善

確定拠出年金の定着と発展を図るため、次のような措置を講じることが要望する。

(1) 拠出限度額の更なる引上げ

(2) 従業員拠出（マッチング拠出）を認めること

(3) 中途引き出し要件の一層の緩和

平成17年7月7日

厚生年金基金連合会
理事長 多田 宏

厚生労働省年金局長
渡 邊 芳 樹 殿